

# 湖北圏域 水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 第8回協議会 報告

日時：平成 29 年 2 月 28 日（火）10：00～11：40

場所：湖北合同庁舎 1 階 第一会議室

本協議会は、湖北圏域の 2 市（長浜市・米原市）が国・県とともに、専門的な学識経験等に基づく助言を受けながら、姉川、高時川等の洪水被害や土石流危険渓流等からの流出土砂による被害を回避・軽減するための対策を協議し、自助・共助・公助のバランスのとれた地域防災力の再構築を図ることを目的としています。

## 1. 開 会

会長の大塚副市長（長浜市）より、「本協議会は発足依頼 10 年目を迎えるが、全国では毎年、豪雨による水害・土砂災害で命をおとす被害が発生している。国土交通省からの水防災意識社会の構築を全国都道府県・市区町村に通知するとともに、水防災のビジョンを踏まえた抜本的な対策を盛り込んだ水防法改正が閣議決定されたところである。本協議会においても滋賀県流域治水条例に基づき、人命被害を無くすことを第一優先に各方面で取り組んできたが、今後とも国の示す方向性と連携しながら本協議会の事業に取り組んでいきたい。」との挨拶をいただきました。



## 2. 主な議事

### 平成 28 年度 of 取組み結果の報告

#### (1) 水害・土砂災害に強い地域づくり住民WGの取組み結果の報告

##### ① これまでの取組み経緯

本年度の報告にあたり、協議会発足からの検討経緯を説明し、平成 28 年度の取組み概要について報告しました。

##### ② 米原市村居田区における浸水警戒区域の指定に関する報告

米原市村居田区における浸水警戒区域の指定について、村居田地区ワーキングにおける区域指定の説明や協議の経過を説明するとともに、1 月 22 日の村居田区定期総会において承認されたことを報告しました。

委員からの質疑のあと、米原市村居田区における浸水警戒区域の指定を含めた水害に強い地域づくり計画に基づき今後も取組を進めていくこととなりました。

##### ③ 湖北圏域での水害・土砂災害に強い地域づくりの取組み

水害に強い地域づくりについては、村居田地区・虎姫地区をはじめ石道地区、馬上地区における取組みを報告しました。とくに村居田地区については、「(洪水氾濫に) そなえる対策」や「(被害を最小限に) とどめる対策」の検討結果を整理して「村居田地区 水害に強い地域づくり計画(素案)」を取りまとめたことを報告しました。また、今後は特に水害リスクが高い重点地区(村居田・虎姫・石道・馬上・醒井)を中心に取組みを充実・推進することを提案しました。

土砂災害に強い地域づくりについては、米原市日光寺地区や長浜市立塩津小学校で開催した出前講座を報告しました。

#### ④水防災意識再構築ビジョンの都道府県管理河川等への拡大について

国土交通省では、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害を踏まえ、施設では守りきれない大洪水は必ず起こるとの考えに立ち、社会全体で洪水にそなえる「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき全国の直轄河川を対象として取り組みを進めているが、県管理河川についても平成 29 年度から湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会の枠組みを利用して「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みを進めていくことを報告しました。具体的内容として出水期までに「トップセミナー」を開催し、平成 29 年度末には今後 5 年間の取組内容をまとめた「取組方針」を作成することを提案しました。

#### (2) 河川防災情報WGの取組み結果の報告

きめ細やかな河川情報の提供を目的に、長浜市街地を貫流する米川における水防活動開始の判断指標、米原市村居田区を貫流する出川における避難判断指標の検討結果を報告しました。今後は、それぞれの利用者（米川：長浜市、出川：村居田区自治会）と協議を実施し、利用しやすい指標に改善していくことを提案しました。

#### (3) 長浜市・米原市における地域防災力向上の取組み

長浜市・米原市における本年度の取組みが報告され、平成 29 年度の取組みについて提案されました。長浜市・米原市とも、住民への情報伝達システムの整備、防災訓練や出前講座等の実施による住民の防災意識向上等に取り組んでいくことが提案されました。

### 米原市村居田区における浸水警戒区域の指定に関する意見

米原市村居田区における浸水警戒区域の指定については、本協議会に同席いただいた村居田区長 塚本様から貴重なお言葉をいただきました。また、西田委員（米原市副市長）、多々納委員（京都大学防災研究所教授）および畑山委員（京都大学防災研究所教授）から、今後の取組みについて意見が述べられました。

（村居田区長 塚本様）村居田区においては平成 22 年から、県・市とともに水害に強い地域づくりの検討を進めてきた。村居田区住民の子・孫の世代が村居田区に定住・定着することを願い、安全に住むことができるような地域にしていきたいと思いますという思いから浸水警戒区域の指定に同意したところである。

浸水警戒区域として浸水被害が想定さないよう、河道改修などの抜本的対策を実施してほしいという本音はあるが、過疎化（少子・高齢化）の現実がある中で「魅力ある地域」にしていくためにも、浸水警戒区域の指定に賛同したものである。県・市においては、これまで丁寧に対応してきていただいたが、今後もよろしくお願ひしたい。

（西田委員）村居田地区地域づくりについては、これまでの自治会長をはじめ多くの方がが大変な努力してきた。村居田地区の第 1 回ワーキングが平成 22 年度に開催されて今日に至るが、村居田地区水害に強い地域づくり計画の策定、まるごとまちごと浸水ハザードマップ（まるまち看板）の設置などの取り組みのひとつひとつが、まさしく他の地域の見本と言えるのではないかと考える。これらのことについて改めて敬意を表するとともに、滋賀県や関係機関からの度重なる助言・指導に感謝を申し上げる。今後とも、よろしくお願ひしたい。

村居田区は、浸水警戒区域指定の第 1 号となる地区であり、初めてのこととあって村居田区の住民の皆様には不安が付きまとうと考えられる。村居田区の住民の皆様が余計な不安を抱くことがないように、また実際の事務レベルでの問題が生じないように、行政機関である県・市相互の十分な連携と調整を行いながら、今後の事務に臨んでいただくようお願い

したい。

(畑山委員) 村居田地区のそなえる対策やとどめる対策をまとめた「水害に強い地域づくり計画(素案)」は策定したら終わりではなく、継続して修正していくことが重要である。是非、毎年更新するなどの取組みを実施していただきたい。

⇒(事務局) 本計画(素案)は、各世帯で作成いただいた「避難カード」をもとに情報を整理したものであり、住民相互で共有したところである。次の段階として今後は、どのように避難するのか、どのように助け合っていくのかといったところを検討し、計画にまとめられればと考えている。

(多々納委員) 流域治水条例の制定や浸水警戒区域の指定ができたことは、行政がさまざまな施策・支援策を実施する環境が整ったことを意味する。つまり、行政のできること(独自支援策の整備、国等への補助申請等)が増えるようになるはずである。今後は流域治水条例関連の河川や流域政策だけでなく都市部局等とも連携し、「浸水警戒区域の指定に賛同して良かった」と思われるような施策・支援メニューを検討していくなど、本日をスタートと認識して今後とも努力を続けていってもらうのが良いと考える。

(大塚会長) 村居田区の浸水警戒区域指定への同意は、村居田区長がおっしゃったように、子や孫が安心して住める「まち」を築くために、住民の切なる思いであろう。国・県・市そして地元が協力しながら、「そなえる・とどめる」といったことに取り組む必要があると認識する。

## その他の質疑応答・意見交換

各委員から様々な意見が出ました。以下に、主な意見を示します。

### (1) 水害・土砂災害に強い地域づくり住民WGに関する意見

- ・水害履歴調査結果の図面等の成果物は、地元にも効果的に利用いただけるような取組み、例えば全戸配布や自治会館等への掲示などを実施したほうが良い。
- ・水害履歴調査等の基礎調査を踏まえ、避難の意思決定方法、要支援者に配慮した避難方法など、より具体の検討・取組みを進めていくことが重要である。

### (2) 河川防災情報WGに関する意見

- ・米川や出川で検討した指標については、観測データや解析結果等の検討経過も含め、両市の担当者で共有・検討することが必要である。

### (3) 長浜市・米原市における地域防災力向上に関する意見

長浜市・米原市においては、図上訓練・出前講座等において自治会長・役員、民生委員の方との情報交換等を通して情報を共有しており、また、要支援者・施設を取り込んだ訓練を実施する予定であり、今後も継続していくと良い。



## 結 果

以上の意見を踏まえつつ、下記のとおり実施していくことになりました。

- ① 検討成果については地元にも配布・還元し、効果的に利用いただけるよう、今後重点地区で水害に強い地域づくりの取組みを進めていく。
- ② 村居田地区における浸水警戒区域の指定に向けた事務手続きを進める。また、水害に強い地域づくり計画については、避難カードの毎年更新を実施しながら、次ステップの具体の

避難方法・意思決定方法や共助の方法を検討し、計画に反映していく。

- ③ 長浜市および米原市においては、報告・提案のとおり、地域防災力向上の取組みを実施していく。

### **3. 情報提供**

滋賀県から「水防法改正（2/10閣議決定）」について情報提供を行いました。